



鳥取県公報

令和5年9月28日(木)
号外第81号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令(19) (政策法務課) 2

訓 令

鳥取県訓令第19号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行情報の確認)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行文書が電子署名を行って施行するものであるときは、次の各号に掲げる施行文書の区分に応じ当該各号に定める者が、第2項の確認を受けた後、電子署名を行い、施行するものとする。</p> <p>(1) 政策法務課長が別に定める電子情報システムを利用する方法により電子署名を行う施行文書 <u>政策法務課の職員</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(施行情報の確認)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行文書が電子署名を行って施行するものであるときは、次の各号に掲げる施行文書の区分に応じ当該各号に定める者が、第2項の確認を受けた後、電子署名を行い、施行するものとする。</p> <p>(1) 政策法務課長が別に定める電子情報システムを利用する方法により電子署名を行う施行文書 <u>起案した職員が属する所属の長（行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関にあつては内部組織の長を含む。）又は文書管理主任</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。